

あつぎ環境市民の会 会則

(目的)

第1条 次世代に美しい地球環境を残すことは今を生きる大人の責任であることを認識し、市民一人ひとりが環境問題を考え行動する機会や情報提供を行うほか、環境活動の実践に基づく政策提言を行い、環境と人にやさしい社会の創造に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称を『あつぎ環境市民の会』とする。

(事業)

第3条 この会の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 地球環境と自然環境保全再生の啓発と推進
- (2) ごみを出さない生活提案と生ごみ堆肥化の推進
- (3) 化学物質によるヒトや生物への影響の調査研究
- (4) 環境問題を学び、考える環境学習の推進及び政策提言
- (5) 環境展、環境フォーラム、講演会等の開催

(会員)

第4条 会員は、環境活動を行っている者及び環境に関心を持つ市民とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 代表 | 1名 | 副代表 | 1名 |
| 会計 | 1名 | 監査 | 2名 |

(アドバイザー)

第6条 この会の活動の助言指導のためにアドバイザーを置くことができる。

(部会)

第7条 第3条の活動を実践するため、部会を設け、部会長を置くことができる。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(総会)

第9条 毎年1回総会を開催する。議案は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(会費)

第10条 会費は年額1,000円とし毎年度当初に納入する。

(会計)

第11条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(事務局)

第12条 会の事務を処理するために事務局を置く。

(改正)

第13条 この会則は、総会での議決をもって改正することができる。

附 則

この会則は、平成16年10月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月7日から施行する。

この会則は、平成25年4月23日から施行する。